

## 変更届出事項一覧（特例店舗）

	変更項目	届出の時期	必要添付書類
事後届出	1 店舗販売業者の氏名若しくは名称又は住所	変更後30日以内	戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人の場合は登記事項証明書） *住所を変更する場合は不要
	2 店舗の構造設備の主要部分	変更後30日以内	変更箇所を説明する図面
	3 店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）	変更後30日以内	登記事項証明書、新旧対照となった業務分掌表、定款、組織規定図等
	4 店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類（兼営事業）	変更後30日以内	添付書類なし
	5 取り扱う医薬品の品目（当該品目の取扱いを廃止する場合に限る。）	変更後30日以内	廃止する品目一覧もしくは取り扱い品目及び廃止品目一覧（品目毎に継続・廃止の区分を記載したもの）*届出書に記載する場合は不要です
事前届出	1 店舗の名称	変更前にあらかじめ	添付書類なし
	2 相談に応ずる電話番号その他の連絡先	変更前にあらかじめ	添付書類なし
	3 特定販売の実施の有無	変更前にあらかじめ	添付書類なし
	4 第九十二条第四項各号に掲げる事項（特定販売関係） ・通信手段 ・医薬品の区分 ・広告に表示する店舗の名称（申請書に記載する店舗の名称と異なる場合） ・主たるホームページアドレス（インターネットを利用して広告を行う場合）	変更前にあらかじめ	添付書類なし

### 備考

- ・登記事項証明書については、発行後6ヶ月以内のものを提出してください。
- ・法の規定による許可等の申請又は届出の際に奈良県に提出している場合、原本の添付を省略することができます。  
その際は、申請書の参考事項欄に【省略する書類の名称】【省略する書類と同一の内容を記載した書類を添付して別途提出されている申請書又は届出書の種類】【当該申請又は届出の年月日】を記載して下さい。